平成２３年（フ）第６９号
茨城県日立市滑川町３丁目16番21号
債務者　岩本　雅之
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第７８号
茨城県高萩市大字上手綱4122番地の１
債務者　濱　　重行
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第８７号
新潟県新発田市虎丸1098番地
債務者　菅　　英雄
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１５０６号
愛知県愛知郡長久手町大字長湫字池田42番地２
債務者　鋤柄多恵子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５４４号
名古屋市昭和区滝子町28番20号　アーバン滝子601号
債務者　佐野　梅子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８２３号
名古屋市千種区宮根台１丁目16番29号
債務者　谷口　武優
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６９号
兵庫県姫路市栗山町106番地１　ロワイヤル栗山二番館903号室松浦葉子方、住民票上の住所兵庫県姫路市下手野３丁目11番40号
債務者　三宅　正人
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３５８号
兵庫県姫路市菅生台14番地　市営六角住宅６棟406
債務者　西澤　尚子（旧姓上月）
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３６５号
兵庫県加古郡稲美町六分一1207番地の20
債務者　吉本　幸子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３６９号
兵庫県姫路市広畑区則直84番地４
債務者　熊野こと今田こと　朱　　美紀
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３７５号
兵庫県姫路市西中島295番地レオパレス姫路16―204号室
債務者　池田　育美
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３７２号
福岡市早良区原団地30番303号
債務者　古川　博敏
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５７４号
福岡市南区柏原６丁目62番６―1103号
債務者　松岡智香子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７５０号
福岡市中央区赤坂２丁目２番10―304号
債務者　前田真由美
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９８６号
福岡市南区大楠２丁目６番４号
債務者　奥田　和子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１００８号
福岡県糟屋郡志免町御手洗２丁目２番８号
債務者　筧　　昌子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０８７号
福岡市東区若宮１丁目26番26号
債務者　徳永　佳史
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２３４号
福岡県春日市下白水南２丁目160番地
債務者　森藤　朝秋
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部